

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第404回）

➤ 日時：令和5年2月15日（水）午前9時から

➤ 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）

➤ 出席：知事、副知事、統轄監

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局、危機管理局、福祉保健部、子育て・人財局、教育委員会
（テレビ会議参加）

東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター

➤ 議題：

（1）県内の感染状況について

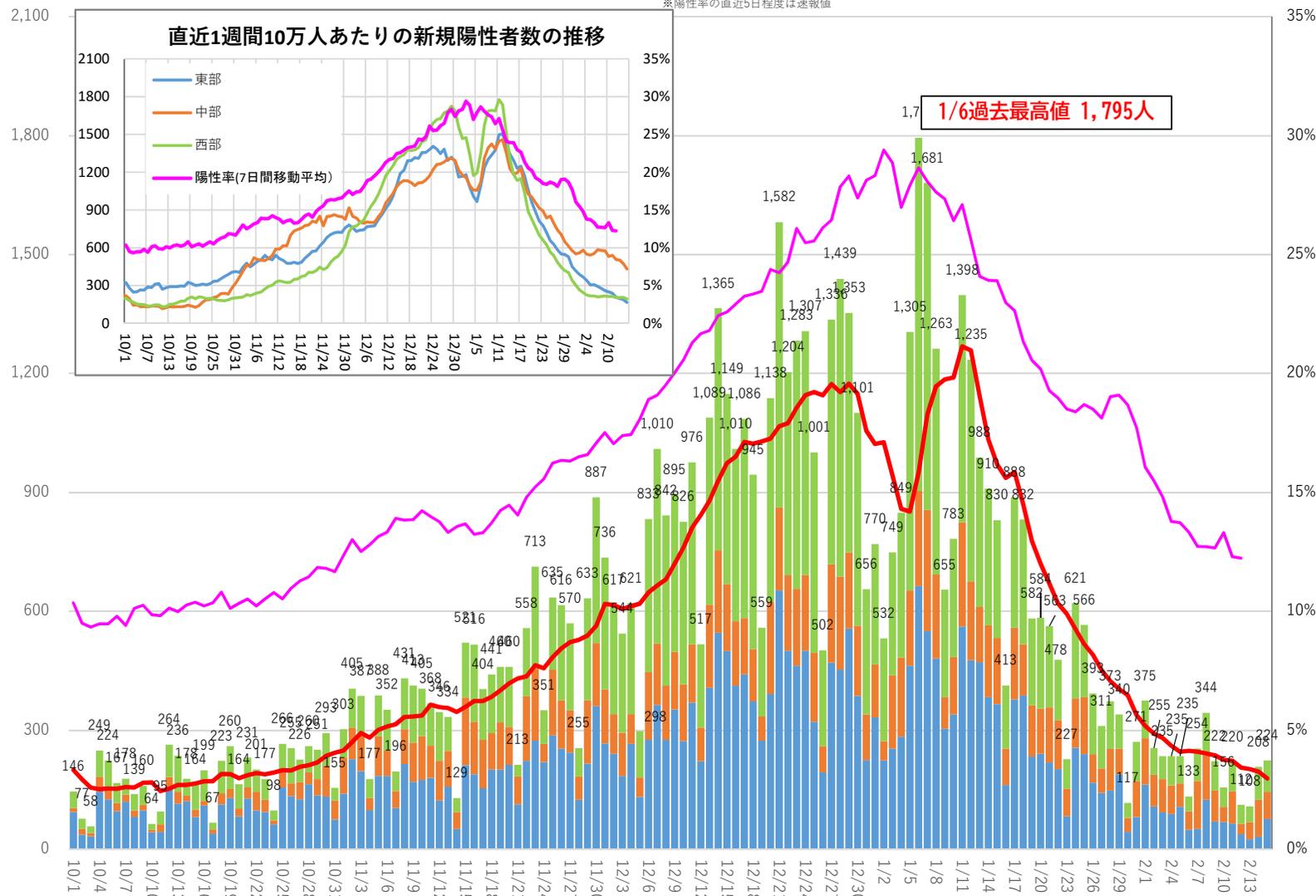
（2）その他

鳥取県の新型コロナウイルス感染症新規陽性者数の推移等

[2/15は速報値]

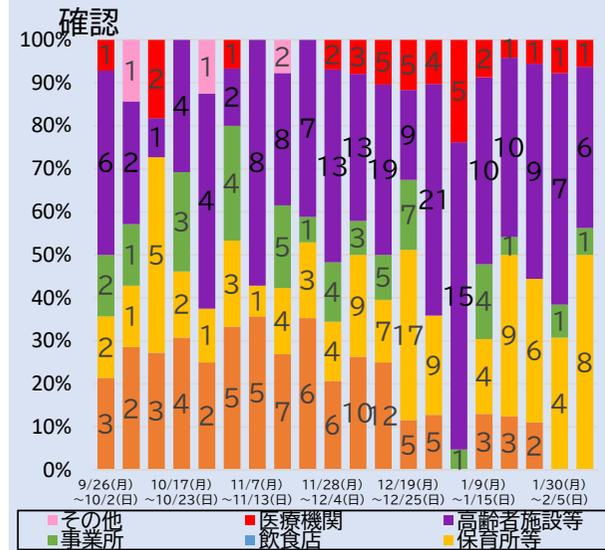
■ 東部 ■ 中部 ■ 西部 ■ 全県(7日間移動平均) ■ 陽性率(7日間移動平均)

※陽性率の直近5日程度は速報値

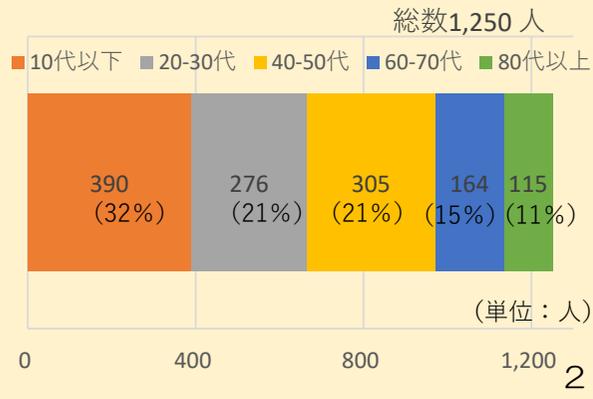


【最近のクラスター発生状況】

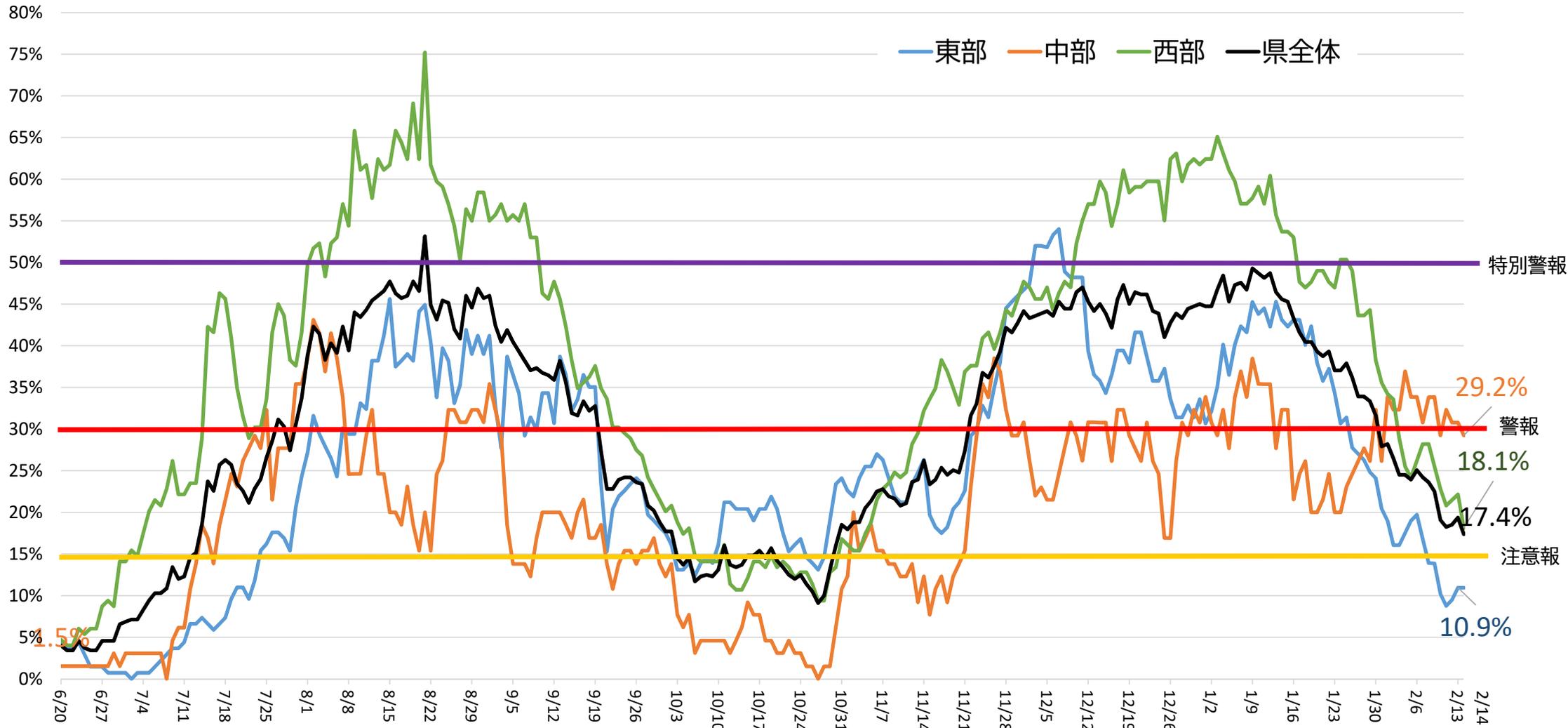
▶ 全体の件数は減少傾向であるものの、高齢者福祉施設や保育所等を中心に引き続き確認



鳥取県の年代別感染者数(2/9~2/15)



病床使用率の推移



マスク着用の見直しについて

【政府のマスク着用の考え方の見直しの概要】(基本的対処方針(令和5年2月10日変更)より抜粋)

- 「マスクの着用」の考え方については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本。
- 政府は各個人のマスクの着用の判断に資するよう、「マスク着用の有効性に関する科学的知見」等を踏まえ、感染防止対策としてマスク(不織布マスクを推奨)の着用が効果的である場面などを示す
- 高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な下記の場面では、マスク着用を推奨。
 - ①医療機関受診時
 - ②高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
 - ③混雑した電車やバスに乗車する時(概ね全員の着席が可能であるもの(新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等)を除く。)
- 新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時は、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的であることを周知していく。
- 事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。
- 「マスクの着用」の考え方は、円滑な移行を図る観点から、国民への周知期間や各業界団体及び事業者の準備期間等も考慮し、同年3月13日から適用する。
- 感染が大きく拡大している場合に、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得る。

【本県における対応方針】

政府の対応方針等を踏まえ、鳥取県新型コロナウイルス対策専門家チームからもご意見を伺いながら検討していく。ただし、重症化リスクの高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等においては、引き続き、マスクの着用を推奨する。

学校及び保育所等の卒業式・卒園式におけるマスク着用の考え方

- 文部科学省から「卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方」が示されたことを踏まえて、本県の対応を以下のとおりとします。

<国の考え方> ●卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒及び教職員は、式典全体を通じてマスクを着用せず出席を基本
●実施にあたっては、効果的な換気実施、参加者の咳エチケット推奨、手指衛生等必要な感染症対策を講じること
【マスクを外して差し支えない場面】 入退場、式辞・祝辞等、卒業証書授与、送辞・答辞
【マスク着用など一定の感染対策等を講じる】 国歌・校歌等の斉唱、合唱 等

◆学校及び保育所等における対応方針

- 学校教育活動については、ガイドラインの内容に沿って、基本的な感染防止対策（密閉・密集・密接の回避、換気の徹底、手指消毒、適切なマスクの着用等）を徹底しながら実施することが重要
- 卒業式等について、文部科学省通知の内容を踏まえて幼児・児童・生徒及び教職員がマスクを外して式典を実施する場合には、適切な距離の確保や発声を可能な限り控えるなど感染防止対策を十分に徹底すること
- 来賓や保護者等に対してはマスクの着用を求めるとともに、次のような場面など感染防止対策を優先すべきと判断した場合は、マスク着用など一定の感染防止対策を講じた上で実施
 - 幼児・児童・生徒の発声等がある場合（国歌・校歌等の斉唱、合唱）、複数の幼児・児童・生徒による呼びかけ 等
- 基礎疾患がある幼児・児童・生徒や入試等への対応などの事情により、感染不安を抱きマスクの着用を希望する幼児・児童・生徒や、健康上の理由によりマスクを着用できない幼児・児童・生徒もいることから、マスクの着脱を強いることのないようにすること

医療提供体制の検討

【2/13 全国知事会との意見交換会での加藤厚生労働大臣発言要旨】

- 5類への段階的移行に関する具体的な対応方針は、3月上旬に示せるよう検討を深める
- 入院調整や宿泊療養のあり方については、今後の検討課題。各地方の状況は異なることから解決策を見出していきたい
- 外来や入院医療の受け皿を増やしていくことが重要であり、必要な対策を議論していく
- 今後も自治体や医療関係者など、現場の意見を聞きながら検討を進める

【本県の対応方針】

- 3月上旬の国の具体的方針の提示を待つことなく、**県医師会等と協議の上、県内医療機関に対し、患者受入れや入院調整等の医療提供体制に関する意向調査を実施し、対策の検討を進めていく**
- 調査結果を踏まえ、**幅広い医療機関で新型コロナの外来診療・入院治療が可能な医療体制へ円滑に移行できるよう、必要な支援等を国に求めていく**

「鳥取県版 新型コロナ警報」(2月15日現在)

県中部地区に「警報」、県西部地区に「注意報」を発令しています。

県東部地区については、「注意報」を解除しますが、引き続き感染対策の徹底をお願いします。

地域	発令区分	備考
東部地区	—	2/15 注意報解除
中部地区	警報	11/27～
西部地区	注意報	2/9～

<目安:最大確保病床使用率> 注意報(15%超)、警報(30%超)、特別警報(50%超) (3日連続した日の翌日から)

<最大確保病床使用率(2/14)> 東部(10.9 %)、中部(29.2 %)、西部(18.1 %)

⇒依然として、新規陽性者数が高いレベルで推移していることから、県中部地区は「警報」を継続、県西部地区は「注意報」を発令しています。

県中部地区に「感染拡大警戒情報」を発出中

県中部地区において、新規陽性者数が引き続き高い水準となっていることから、「**感染拡大警戒情報**」を継続しています。

県東部・西部地区の「感染拡大警戒情報」を「**感染拡大注意情報**」に切り替えて発出します。

高齢者施設や保育所等を中心に引き続き集団感染が続いています。

換気やマスクの着用、密を避けるなど、より一層の感染対策の徹底をお願いします。

地域	区分	備考	10万人あたり 新規陽性者数 【7日間累計】 注意:200人超/週 警戒:500人超/週 嚴重警戒:1,000人超/週
東部地区	感染拡大注意情報	2/15～	167.0人/週
中部地区	感染拡大警戒情報	1/23～	431.5人/週
西部地区	感染拡大注意情報	2/15～	194.6人/週

「レベル分類」の本県独自の判断指標状況

いずれの判断指標も「レベル2」の水準未満となっているものの、県中部地区において感染が高い水準で推移していること、また、県西部地区で最大確保病床使用率が下げ止まっていることから、本県の状況は、総合的な判断により「レベル2」

※レベル2:新規陽性者数が増加傾向。一般医療と新型コロナ医療の負荷が生じはじめているが、病床数増加でコロナ医療が必要な人へ適切な医療ができている

3:一般医療を相当程度制限しないと、コロナ医療が必要な人への適切な医療ができない

判断指標	数値 (2月14日現在)	本県移行判断目安 (コロナ検査件数・インフル流行状況も考慮し、総合判断)		
		2	3	4
新規陽性者数(対人口10万人/週)	225.9人 (1,250人/55.3万人×10万人)	300人超/週	1,000人超/週	2,000人超/週
最大確保病床使用率	17.4% (61/351床)	概ね30%超	概ね50%超	概ね80%超
重症病床使用率 (重症者以外が使用している場合も計上)	0.0% (0/47床) <small>コロナ重症者数0人 (※)</small>	—	概ね50%超	概ね80%超

参考指標	数値(2月14日速報値)
PCR陽性率(直近1週間)	15.2% (1,250人/8,205件)

※コロナ重症者:新型コロナウイルス感染症COVID-19診療の手引きによる
(ICU 入室 又は 人工呼吸器が必要な者)

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況

疫学調査及び現地確認等の結果、条例に定める新型コロナウイルス感染症のクラスター（5人以上の患者集団）が以下のとおり発生したことが2/14（火）に確認されたため、条例に基づき対応する。

1 クラスターと認められた施設等及び陽性者数

番号	発生施設等	特定施設	所在地等	陽性者数	陽性者確認日
868	高齢者福祉施設	○	倉吉市	6名	2/7

2 患者対応

陽性者は、施設内療養または在宅療養を行う。

※機能別クラスター対策チーム等により発生施設等に対し、感染防止対策の指導・助言を実施している。

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（868例目）

高齢者福祉施設

陽性者数	所在地
入所者及び職員6名	倉吉市
まん延防止のための措置（第6条）	
<ul style="list-style-type: none">施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の検査を実施し、施設は、陽性者が使用していた箇所の消毒及び感染防止対策を行い、運営を継続している。	
公表について（第7条）	
<ul style="list-style-type: none">施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。	
必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）	
<p>「高齢者施設及び障がい者施設等における新型コロナウイルス感染予防・感染拡大防止ガイドライン」を参酌し、再発防止に向けて、機能別クラスター対策チーム等により、感染防止対策の点検調査及び指導を実施している。</p>	

鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例（抄）

（まん延防止のための措置）

第6条 県内の施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、当該施設の設置者、所有者、若しくは管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設使用者」という。）は、直ちに、感染症予防法第27条から第33条までの規定により実施される措置と相まって、当該施設の全部又は一部の使用を停止するとともに、積極的疫学調査の的確かつ迅速な実施に協力（全ての従業者、利用者又は参加者に対する連絡を含む。）し、及び当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特定施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、施設使用者は、県と協議の上、直ちに当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講ずるものとする。

（公表）

第7条 知事は、県内の施設において、施設使用者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合において、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、発生した時期、施設又は催物の名称その他のクラスターが発生した施設又は催物を特定するために必要な事項及び当該施設又は催物におけるクラスター対策の状況を公表するものとする。ただし、施設使用者の協力によりクラスターが発生した施設又は催物の全ての従業者、利用者又は参加者に対して直ちに個別に連絡を行った場合は、この限りでない。

（必要な措置の勧告）

第8条 知事は、第6条第1項に規定する場合において、施設使用者が正当な理由がなく直ちに同項の規定による適切な措置をとらないときは、当該施設使用者に対し、期間を定めて当該施設の全部又は一部の使用の停止その他の当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策を適切に講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告に係る施設又は催物について、当該勧告に従って新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策が適切に講じられたと認めるときは、直ちに、当該勧告を中止しなければならない。

3 知事は、第6条第2項の規定による協議を受けるとき並びに同条第3項の規定による協力金の給付、前条第1項又は第4項の規定による公表、第1項の規定による勧告及び前項の規定による勧告の中止をするときは、業種又は施設の種別ごとに県内の関係団体等により定められた新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するための対策に関する指針であって知事が別に指定するものを参酌するものとする。

感染を責めることは誰にもできません

感染者や医療従事者に対する、心ない言動や誹謗中傷、いじめ、詮索などの行為は、絶対にしないようにしましょう。

新型コロナウイルスと闘う患者・家族、そして、治療にあたる医療従事者に対する誹謗中傷や、不確かな情報を基にした情報の発信・拡散や詮索などの不当な行為は、人権を侵害する行為です。このような行為は絶対に行わず、地域全体で感染者等を温かく包み込むとともに、医療従事者をはじめ新型コロナ治療や社会機能維持のため頑張る方々に感謝し、応援しましょう。

ワクチン接種をしていない方に対する、差別的行為は絶対にしないようにしましょう。

ワクチン接種をしていない方への差別的行為も人権を侵害する行為です。ワクチン接種は本人の意思に基づくものであり、病気など様々な理由でワクチン接種をできない方もいらっしゃいます。接種の強制はしないようにしましょう。

障がい、病気等によりマスクをつけられない方への配慮をお願いします。

触覚・嗅覚等の感覚過敏などの障がいや病気等によりマスクを着けたくてもつけられない方がいらっしゃいます。不当な差別や偏見につながることはないよう、県民の皆様のご理解をお願いします。

感染したことで悩んだら、下記に相談してください。

<ところとからだの相談窓口>

相談機関	受付時間	電話	FAX
いのちの電話相談	12:00～21:00 (土日祝を含む)	0857-21-4343	—
県立精神保健福祉センター	8:30～17:15 (土日祝を除く)	0857-21-3031	0857-21-3034
鳥取市保健所		0857-22-5616	0857-20-3962
中部総合事務所倉吉保健所		0858-23-3127	0858-23-4803
西部総合事務所米子保健所		0859-31-9310	0859-34-1392